

鹿屋市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市国民健康保険税条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第124号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）
表

鹿屋市

国民健康保険税

納税通知書
兼納付書

納税義務者番号	通知書番号

●問合せ先

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市役所

課

係

電話 0994-43-2111(内線

)

※この納税通知書は「世帯主」宛にお送りしています。
世帯主が他の保険に加入している場合も同様です。

〈鹿屋市の国民健康保険税について〉

鹿屋市 課 係
電話 0994-43-2111(内線 ・)

- 1 **課税の根拠** この税金は、地方税法及び鹿屋市国民健康保険税条例の規定によって賦課期日(4月1日)現在、鹿屋市内に住所を有する国民健康保険の被保険者である**世帯主**(被保険者の資格がない世帯主であって、その世帯内に被保険者のある当該世帯主を含む。)に課せられます。
- 2 **月割課税** 賦課期日後に新たに納税義務が発生した世帯主に対しては、その発生した月から月割で算定した額を課し、納税義務が消滅した世帯主に対しては、その消滅した日の前月まで月割した額が課税されます。なお、賦課期日後に世帯内の被保険者に異動があった場合は、月割をもって税額が増減されます。
- 3 **課税額** 被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合計額(限度額医療分 万円、支援金分 万円)と、介護保険の第2号被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合計額(限度額 万円)の合算額となります。
- 4 **不服の申立て** この税金の賦課について不服があるときには、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 5 **納付について** 納付金は納期限までに納付してください。(特別な理由により納期限までに納められない場合は市役所 課まで御相談ください。)また、納期限までにこの税金を納付されなかったときは、下記の手続きがとられます。
 - (1)**延滞金の加算** 納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額又は納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)につき、年 % (当分の間特例として延滞金特例基準割合+7.3%(上限 %))。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年 % (延滞金特例基準割合+1%(上限 %))の割合で計算した金額を徴収します。
*延滞金特例基準割合…前年に租税特別措置法の規定により告示された割合に1%を加算した割合
 - (2)**督促手数料の加算** 納期限後20日以内に督促状が発送され、督促手数料が100円加算されます。
 - (3)**滞納処分** 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産などの差押えを受けることがあります。
- 6 この通知書は、鹿屋市国民健康保険税条例第32条第2項の規定による減免(減額)申請に係る承認決定の通知を兼ねています。

表

鹿屋市

国民健康保険税 納税通知書

あなたの国民健康保険税について、下記のとおり決定しましたので通知します。

納 税 義 務 者 氏 名						通 知 書 番 号					
課税標準所得額 円		税率 %	所得割額 円		人数	均等割額 円		平等割額 円			
単身世帯 平等割額 円	軽 減 額		限 度 超 過 額 円	月割増減前 年 税 額 円	月割増減額 円	減 免 額 円	年 税 額 円				
	均等割額 円	平等割額 円					内 訳		合 計		
							医療分				
							支援金分				
							介護分				
普 通 徴 収 保 険 税 額	期 別									月	税 額
	税 額	円		円		円		円			円
	納 付 済 額	円		円		円		円			円
	納 付 す べ き 額	円		円		円		円			円
	納 期 限										円
	期 別										円
	税 額	円		円		円		円			円
	納 付 済 額	円		円		円		円			円
納 付 す べ き 額	円		円		円		円			円	
納 期 限										円	
										特別徴収保険税額	
										翌年度仮算定額	
										(翌年度4月・6月・8月)	

上段：医療分
中段：支援金分
下段：介護分

表

市町村コード
4 6 2 0 3 9

鹿屋市

振替口座番号 02060-5-960042 鹿屋市

振替口座番号 02060-5-960042 鹿屋市

振替口座番号 02060-5-960042 鹿屋市

462039 鹿屋市

鹿屋市

納付済通知書 (公)

ID	納付義務者	通知書番号	調定	賦課科目	調区
期/月	納付	納付額	予備	C/D	督促手数料
					円
					延滞金
					円

※この用紙は機械で処理しますので汚したり折り返したりしないでください。

納付義務者		納付額		円
通知書番号				円
				円
納期限				円

(払込人住所氏名)

※金額が30万円を超える場合、金額を訂正した場合、納期限を過ぎた場合はコンビニエンスストアでは納付できません。

※バーコードの印字がない場合、バーコードを読み取れない場合はコンビニエンスストアでは納付できません。

CVS収納用

領収日付印

(収納代行会社 (株)電算システム)

上記のとおり通知します。

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 福岡野金事務所センター(〒812-8794)

(鹿屋市役所/ CVS本部控)

納付書 (公)

[払込人住所氏名]

納付義務者				
通知書番号				
納付額				円
				円
				円
				円
納期限				

収納代行会社
株電算システム

領収日付印

上記のとおり納付します。

(金融機関/ ゆうちょ銀行/ CVS店舗控)

納付通知書兼領収証書 (公)

[払込人住所氏名]

納付義務者				
通知書番号				
納付額				円
				円
				円
				円
納期限				

収納代行会社
株電算システム

領収日付印

上記のとおり領収しました。

(収入印紙不要) (納付者控)

※このとおり納付してください。(納付場所には、裏面に記載しております。)
※この領収証書は5年間大切に保管してください。お問合せ窓口は裏面に記載しております。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。